

令和2年5月14日

教職員 各位

危機対策本部長 穴 沢 眞

新型コロナウイルス感染症への当面の対応について（第5報）

標記の件については、これまでも感染拡大防止への対応にご協力いただいているところですが、政府が5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長する決定したことに伴い、北海道においても緊急事態措置が5月31日まで延長されたところです。また、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の「帰国者・接触者相談センター」への新たな相談の目安が公表されました。

つきましては、「新型コロナウイルス感染症への当面の対応について」を更新しましたので、引き続き適切な対応にご協力をお願いいたします。

# 新型コロナウイルス感染症への当面の対応（第5報） （令和2年5月14日時点）

※下記の対応については、当初3月19日までを予定しておりましたが、国内においても感染拡大が続いていることから、当面の間、下記対応の実施を継続します。

## 1. 海外渡航について

### （1）海外渡航の中止・延期

これまで海外渡航に関しては、外務省の感染症危険情報の危険度レベルに応じて、渡航不可又は自粛をお願いしてきたところですが、世界各地で新型コロナウイルス感染者が急激に増加しており、それに伴い外務省海外安全情報において、感染症危険情報レベル3の国・地域を除く、全世界に対し、感染症危険情報レベルが2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き上げられ、また渡航先において行動制限、出国制限措置及び航空便の運休による出国困難な事態となる可能性があることから、当面の間、海外渡航を中止・延期してください。

なお、国の緊急事態宣言や北海道の緊急事態措置等を踏まえて、私事の渡航についても、厳に自粛するようお願いいたします。

### （2）真にやむを得ず私事渡航する場合

事前に総務課職員係に報告のうえ、感染防止のための対策（人混みを避ける、マスクを着用する、石けんを使用した手洗い等）を行うこと。

上記の地域に関わらず、海外渡航を検討する際は外務省海外安全 HP で最新の情報を確認すること。（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

## 2. 国内出張について

国内の出張についてはすでに令和2年3月27日付け通知において、用務内容を検討し真に必要な用務以外は出張を延期・中止するようお願いしているところですが、政府の緊急事態宣言が全国に拡大されるなど、急速な感染の拡大や感染経路不明の感染者が増加しておりますので、当面の間、出張は延期・中止してください。また、他地域からの来道された方との会合等についても控えるなど、感染

拡大防止に留意してください。

なお、国の緊急事態宣言や北海道の緊急事態措置等を踏まえて、不要不急の私事旅行についても、厳に自粛するようお願いいたします。

### 3. 新型コロナウイルスに罹患等した場合の取扱いについて

#### (1) 就業禁止

新型コロナウイルス感染症と診断される等、以下に該当する教職員は「就業禁止」（有給）とする。

- ①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合
- ③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合

#### (2) 就業禁止期間

- ・ 上記 (1) ①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合  
診断された日から医療機関により治癒したと診断される日までとする。
- ・ 上記(1)②新型コロナウイルス感染症に罹患した者の濃厚接触者となった場合  
新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間とする。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがある。
- ・ 上記(1)③検疫法に規定する停留の対象となった場合又は検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合  
検疫法に規定する停留の対象となった場合にあつては、停留の期間、検疫所長が指定する場所での待機を要請された場合にあつては、検疫所長が要請する待機期間とする。

#### (3) 報告の徹底

罹患等した場合は、電話（内線5209）又はメール（shokuin@office.otaru-uc.ac.jp）により総務課職員係に報告すること。

#### (4) その他

詳細については、[「学内での新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」](#)を参照。

## 4. 感染防止の取組について

### (1) 個人の感染予防

#### ・手指衛生および咳エチケット

- ① 主たる感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられているので、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防に努める。
- ② 手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いです。水道水と石鹸による手洗いができない環境において、アルコール消毒液を利用することが望ましい。

#### ・健康状況のモニタリング

- ① 健康状態のモニタリングのため、毎朝出勤前に検温することを推奨する。  
検温結果について報告の必要はないが、発熱の症状が見られるときは出勤しないこと。

#### ・発熱等の症状がみられる場合

- ① 発熱の症状が見られるときは出勤しない(病気休暇を取得できる)。
- ② 発熱がなくても体調不良の症状がある場合は出勤しない(病気休暇を取得できる)。

### (2) 勤務・通勤時の感染予防

#### ・テレワーク（在宅勤務）の実施

- ① 職場へ出勤する教職員を減らし、接触機会を低減することを目的としたテレワークを当面の間、実施する。詳細については、「テレワーク（在宅勤務）の実施について」を参照。

#### ・時差出勤の実施

- ② 新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、職員の健康確保及び感染拡大防止のため、公共交通機関等を利用して出勤する事務職員が、出勤時刻を変更し通勤混雑を回避する時差出勤を実施する。詳細については、「時差出勤の実施について」を参照。

### (3) 職域の感染予防

#### ・職場で発熱等の発症があった場合

- ① 職員が帰宅後、執務エリアの消毒を行う。  
範囲、対象：発症した職員の執務エリア半径 2m 程度、机、いすなど他の職員

が手で直接触れるような範囲。

方法：アルコールスプレーなどを用いる。消毒をする人はマスク、手袋、必要に応じてゴーグル、エプロンなどを用いる。

#### ・通常勤務範囲等の予防

- ① 不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤、カウンター、電話などはアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(漂白剤)を用いて消毒する。次亜塩素酸は適切に希釈して用いること(拭き取りが必要です)。消毒の回数、場所の例については別紙「事務室における環境消毒のめやす」参照
- ② 給湯エリアでの手拭き、食器用ふきんの共有を避ける。

#### ・換気

- ① コロナウイルスは空気感染をしないとされているが、室内のウイルス量を低下させるため定期的に換気を実施する。換気については換気扇をまわしたり（機械換気）、日中の温かい時間帯であれば、30分に一回以上、数分間程度、窓（複数の窓がある場合、二方向の壁の窓）を開けて換気を行う。

### (4) 会議等の感染予防

緊急事態宣言の全国拡大を踏まえて、メール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインでのみ開催すること。なお、大学機能を最低限維持するための危機対策本部会議等について、一部対面で開催する場合、10名以上が同一の会場内に集まらないように対応することとし、以下のような感染拡大防止の措置を講じること。

#### ・感染拡大防止の措置

- ① 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ② 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- ③ こまめな換気の実施
- ④ 会場の椅子の間隔を空け、参加者間のスペース（ソーシャル・ディスタンス）を確保すること
- ⑤ 全体の時間を短縮すること
- ⑥ 会議への陪席は関係議題のみとし、参加時間を必要最低限に絞ること
- ⑦ 少人数であっても、狭いミーティングテーブル等の利用を避けること
- ⑧ 会議等終了後には会場の消毒を徹底

- ⑨ 職場の歓送迎会，懇親会等について当面自粛すること  
加えて，家族，友人等との少人数の私用の会合等についても，実施方法等について十分留意すること

## 5. ホームページ等の確認について

新型コロナウイルス感染症に関する情報については，[本学ホームページ](#)に掲載することから，随時確認すること。